

議案第9号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

四市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴う千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和三十年千葉県告示第四百九十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

別表第二第三条第一項第十一号に掲げる事務の項中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和五年四月一日から施行する。